

令和元年度 栃木支部の収支状況（暫定）

資料2-3

【支部別収支作成の目的】

都道府県単位保険料率は、2年前の医療費や総報酬額をもとに収支を見込んだうえで算定していることから、医療費等が料率算定時の見込みからどの程度乖離したのかを算出するために作成する。なお、乖離額（収支差）は2年後（令和3年度）の都道府県単位保険料率算定の際に精算する。

		令和元年度決算（見込） （単位：百万円）	
		全国	栃木
収入	保険料収入	9,593,872	126,926
	その他収入	53,704	650
	計	9,647,576	127,576
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	5,033,228	65,799
	医療給付費	5,033,228	66,640
	年齢調整額	-	▲ 615
	所得調整額	-	▲ 439
	激変緩和	-	213
	現金給付費等（国庫補助を除く）	440,451	5,873
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	3,419,592	45,594
	業務経費（国庫補助を除く）	136,178	1,816
	一般管理費（国庫補助を除く）	43,441	579
	その他支出	34,806	464
平成29年度の収支差の精算	-	134	
計	9,107,696	120,259	
単年度収支差（i）		539,880	7,317
収支差 内訳	全国平均分（全国の収支差を按分）（ii）	539,880	7,198
	地域差分（i）-（ii）	-	119

- 支部別収支は暫定値であるため、今後変更があり得る。
- 令和3年度の保険料率の算定においては、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

栃木支部の単年度収支差7,317百万円が全国の収支差を按分した7,198百万円を超えたことから、超過した119百万円は令和3年度の収入に加算し調整する。